

1. 概要

○平成29年度の介護保険法改正において、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた市町村等の取組みを促進するため「**保険者機能強化推進交付金**」が創設された。

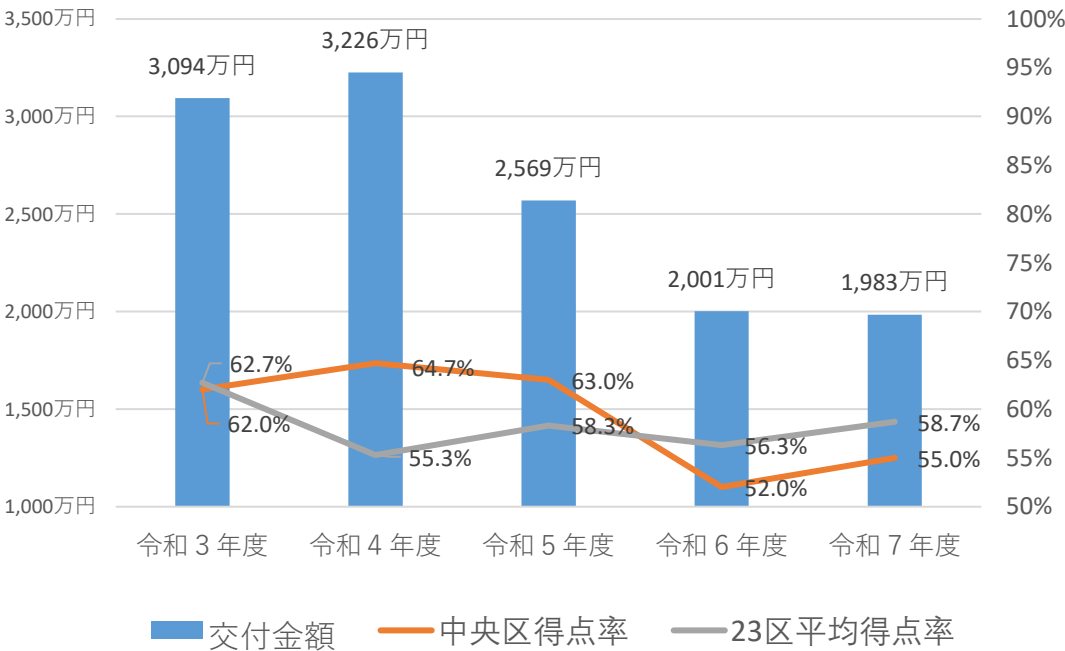
○さらに、令和2年度、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「**介護保険保険者努力支援交付金**」が創設された。

○いずれも、様々な取組みに関する評価指標が設定されており、その達成状況（＝評価指標の総合得点）及び第1号被保険者数の規模に応じて交付金が配分される。

○配分された交付金は、介護保険事業特別会計に充当され、高齢者の介護予防・健康づくりや地域包括ケアシステムの推進に資する事業等に充てることができる。

	保険者機能強化推進交付金	介護保険保険者努力支援交付金
開始	平成30年度	令和2年度
目的	地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進を図るもの。 ①持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする ②公正・公平な給付を行う体制を構築する ③介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する	地域包括ケアに関する取組の充実を図るもの。 ①介護予防・日常生活支援を推進する ②認知症総合支援を推進する ③在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する

2. 評価結果と交付金額の推移



3. 交付金額の変動要因

○令和6年度評価指標（令和5年度実施）分から評価指標が大幅に見直された。

⇒体制や取組を実施しているかで判断するプロセス指標が削減され、活動・事業の実施状況等を回数や人数といった数値、割合で表し、全国の保険者内の順位で評価するアウトプット指標（ケアプラン点検の実施割合、地域ケア会議における個別事例の検討割合等）、要介護認定率や平均要介護度の変化率等の成果を評価するアウトカム指標が増加。

※事業や取組を実施しているかどうかだけでなく、成果や実施回数、実施割合も重視されている。

4. 指標達成状況（ ）内は評価指標

- 【23区平均得点を上回っている目標】
持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする（↑評価結果の活用）
公平・公正な給付を行う体制を構築する（↑給付費適正化方針の策定状況）
認知症総合支援を推進する（↑認知症サポーター数）
- 【23区平均得点を下回っている目標】
公正・公平な給付を行う体制を構築する（↓ケアプラン点検の実施状況）
介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する（↓庁内・庁外における連携体制）
認知症総合支援を推進する（↓認知症サポーター等を活用した地域支援体制の構築）
在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する（↓在宅医療・介護連携に関する課題・対応策の検討）